

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「利は人の喜びの陰にあり」を基本理念として、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切に、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」、店舗理念「100年続く店づくり」を柱に、企業目的を達成し企業価値を向上させていくために経営の有効性と効率化を高めること並びに変化する経営環境に対して迅速な意思決定や機動性の向上を図っていく必要があると考えております。

また、経営の健全性を高めるために、経営監視機能の強化として、内部統制システム構築による自主点検及び内部監査による法令遵守(コンプライアンス)チェックがますます重要性を増してきていると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に則り、実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
うかい商事株式会社	765,000	14.61
鶴飼 正紀	550,000	10.50
株式会社青山財産ネットワークス	400,000	7.64
京王電鉄株式会社	348,300	6.65
キッコーマン株式会社	298,800	5.70
鶴飼 早苗	107,600	2.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000	1.91
株式会社群馬銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	72,000	1.37
多摩信用金庫	70,800	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	57,600	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 光男	他の会社の出身者											
渡邊 啓司	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田 稔		――	同業他社の出身であり長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験から経営管理の専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を活かして、当社取締役の業務執行の監査に留まらず、企業統治における意思決定の透明性に寄与していただけるものと判断し社外監査役として選任しております。 当社と鎌田稔氏とは人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
西牧 良悦		――	税理士として専門的な知見を有しており、財務及び会計の観点から監査体制の強化を図ることができるものと判断し社外監査役として選任しております。 当社と西牧良悦氏とは人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
笠原 静夫		――	弁護士として専門的な知見を有しており、法律の観点から監査体制の強化を図ることができるものと判断し社外監査役として選任しております。 当社と笠原静夫氏とは人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

記載事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は平成19年6月28日開催の第25回定時株主総会及び平成19年7月5日開催の取締役会において、取締役8名に対し、退職慰労金要支給額相当の株式報酬型ストックオプション1,866個(普通株式186,600株)の発行を決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

内規に基づく退職慰労金要支給額相当のストックオプションであるため、付与対象者を社内取締役としております。現在まで5名の取締役が退任し、株式報酬型ストックオプション1,741個(普通株式174,100株)の行使が完了しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第36期(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの)役員報酬(単位:千円)

取締役 7名(うち社外取締役1名)
報酬等の総額 184,781(2,402)

監査役 4名(うち社外監査役3名)
報酬等の総額 16,202(7,200)

合計 11名(うち社外役員4名)
報酬等の総額 200,983(9,602)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成18年2月22日開催の臨時株主総会において年額3億80百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されており、配分額に関しては代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の内容等につき、予め取締役会事務局より報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

a 取締役会

取締役会は、現在7名の取締役(社外取締役2名を含む)で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定時及び臨時を含め原則として3ヶ月に1回開催しております。

b 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役4名(社外監査役3名を含む)で監査役会が構成されております。監査役会は、監査役会規程に定められた事項に基づき、取締役及び取締役会に対する監査機能を働かせており、原則として3ヶ月に1回定期的に開催し、臨時監査役会も必要に応じて開催しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査及び重要な事項についての報告を受けております。

c 営業戦略会議

会社法上の機関とは別に当社は、営業戦略会議を設置しており、取締役、常勤監査役及び各店長等で構成され、原則として3ヶ月に1回開催しております。ここでは経営幹部が経営課題を討論することにより問題意識及び経営判断情報を共有しております。

d 内部監査の状況

内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室(1名)を設置し内部監査計画に基づき、事業所に対しての業務監査を実施しております。監査結果については、文書により社長及び事業部長に報告し、期末に改善状況のモニタリングを実施しております。

e 会計監査の状況

会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。当社と同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき特別の利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

公認会計士 水野文絵(継続監査年数2年)

監査業務に係る補助者は、公認会計士(5名)及びその他(10名)により構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、取締役会、営業戦略会議、その他の会議体等がそれぞれ適切に運営されております。
また相互の連携も適切に図られており、コーポレート・ガバナンスに効果を発揮していると考えております。
また当社は、監査役設置会社として社外取締役2名を含む取締役7名で取締役会を構成し、社外監査役3名を含む監査役4名が取締役の職務の執行を監査し、コーポレート・ガバナンス体制の確立に努めており、有効に機能していると判断しているため、現状の体制を維持することとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社第36回定時株主総会(平成30年6月22日開催)におきましては、招集通知の発送日(6月4日発送)から総会開催日まで中17日を確保し、法定より3日早い招集通知の発送を行っております。 また株主様へ早期に情報をご提供する観点から、招集通知の発送前(6月1日)に当社ホームページへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	「株主重視」の観点から、株主総会の集中日を回避し、より一層の総会出席を促しております。 直前の事業年度における定時株主総会開催日:平成30年6月22日(金曜日)
その他	株主総会の実施に際し、業績への理解度を深めていただくために映像を多用した事業報告のビジュアル化を図っております。また、開催場所につきましては主要駅付近とし株主の皆様の利便性を確保しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算ごとに会社説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページのIR情報にて、業績の推移及び決算説明会資料等を掲載しております	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 管理部 財務・IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「企業倫理規程」において、基本理念「利は人の喜びの陰にあり」、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切に、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」を掲げ、すべての役員及び従業員にその周知徹底を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムに関する役職員の職務執行の基本方針を取締役に於て決議し、整備を進めております。

〔内部統制システムの構築に関する基本方針〕

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、現在7名(社外取締役2名を含む)で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定時及び臨時を含め原則として3ヶ月に1回開催する。
- (2) 取締役会は、予算管理規程に基づき、経営方針を踏まえた経営計画を定め達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく本社及び事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施する。また、中期事業計画を策定し、これに基づく事業分野ごとの業績目標、予算を設定する。さらに、その達成に向けて各担当取締役に職務を遂行させ、その結果を管理、評価する。
- (3) 常務会は、常務会規程に基づき毎月開催し、取締役会の招集及び提出議案に関する事項を付議する。
- (4) 営業戦略会議は、これを原則3ヶ月に1回開催し、経営幹部が経営課題を討論することにより問題意識及び経営判断情報を共有する組織体とする。
- (5) 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌規程に従った会社組織を制定し、職務権限規程に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。
- (6) 内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。当該文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- (2) 文書管理規程、機密管理規程及び情報セキュリティ基本規程を定め、情報の保存及び管理に関する基本的事項を明確にする。
- (3) 基幹システムをはじめとするIT(情報技術)環境の適切な整備、業務プロセスのIT化を通じて、ITの適切な管理、統制を実現することにより、経営に必要な情報を保存及び管理する体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程等のリスクに関連する諸規程を定め、危機管理に関する基本的事項を明確にする。
- (2) 経営戦略上のリスクについては、必要に応じ取締役会で審議し、リスクの最小化を図る。
- (3) 業務運営上のリスクについては、リスク管理委員会を設置し、専門部会として経営リスク分科会、労務・安全衛生分科会、コンプライアンス分科会、防災リスク分科会、環境リスク分科会、品質管理分科会、情報システム分科会、雇用・人事リスク分科会の8つの分科会を設置する。各分科会で審議し経営企画室が統括することにより、リスクの予防及び抑制を図り、リスクが発生した場合の危機管理を行う体制とする。
- (4) 各事業所において発生したリスクの低減、再発防止に取り組み、必要に応じて取締役会での審議及び検討を行う。
- (5) 内部監査室は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため経営理念、企業倫理規程を定め、会社全体として適用される行動規範を定める。
- (2) リスク管理規程、コンプライアンスマニュアルを定め、法令及び定款への遵守に関する基本的事項を明確にする。
- (3) 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンス分科会を設置し、担当役員は取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るための必要な諸活動を推進し、管理する。
- (4) 内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査機能の充実のために、監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

(2) 当該使用人の人事異動及び人事評価においては、監査役会の同意を得ることとして、独立性の確保を図ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、法定事項の他、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査室の活動概要、内部統制に関する活動概要の状況を監査役に報告する。

(2) 監査役と代表取締役、取締役との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
また、代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令及び定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役及び監査役会に報告する。

(3) 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けた時は、監査役の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、内部監査室及び会計監査人との十分な連携を図る。監査役及び監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握するための営業戦略会議等の重要会議に出席する。

(2) 監査役は、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」を定め、財務報告の信頼性を確保する。

(2) 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、当事業年度において7回開催され取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しました。その他監査役会は6回、営業戦略会議は10回、衛生委員会は12回、監査役連絡会は11回開催しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、監査役会を6回開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席し取締役及び使用人と対話を行い、また、内部監査室、会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、日常的な対話により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、常勤監査役、管理部、経営企画室、内部監査室で構成される監査役連絡会など重要な会議に出席し、会社内の課題について本社部門と意見交換を行いました。

内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について全社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」も実施しました。

当社の内部通報制度である「ホットライン」については、危機管理室から全従業員に対し継続して周知しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で臨むことを「企業倫理規程」に定め、関係排除に取り組む。

(2) 反社会的勢力に対しては、業界、地域社会と協力し、また、警察、顧問弁護士等の関係機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

